

新潟県障害者リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第47号

新潟県障害者リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則

新潟県障害者リハビリテーションセンター規則（昭和39年新潟県規則第32号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（退所）</p> <p>第7条 知事は、入所者（法第5条第7項に規定する生活介護、同条第10項に規定する施設入所支援、同条第12項に規定する自立訓練又は<u>同条第14項</u>に規定する就労移行支援（以下「施設障害福祉サービス」という。）を受けている者に限る。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（退所）</p> <p>第7条 知事は、入所者（法第5条第7項に規定する生活介護、同条第10項に規定する施設入所支援、同条第12項に規定する自立訓練又は<u>同条第13項</u>に規定する就労移行支援（以下「施設障害福祉サービス」という。）を受けている者に限る。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>2（略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。